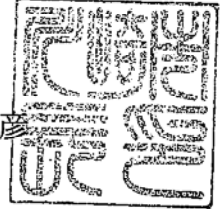




30川環調第74号  
平成30年7月20日

川崎市環境審議会  
会長 藤井 修二 様

川崎市長 福田 紀彦



川崎市環境基本計画の改定の基本的な考え方について（諮問）

川崎市環境基本条例（平成3年川崎市条例第28号）第9条第3項の規定に基づき、川崎市環境基本計画の改定について、貴審議会の御意見を伺います。

（諮問の趣旨）

本市では、平成6（1994）年2月、川崎市環境基本条例の規定に基づき、環境行政の基本指針として「川崎市環境基本計画」（以下「計画」という。）を策定、平成23（2011）年3月に全面改定し、計画に掲げているめざすべき環境像「環境を守り 自然と調和した 活気あふれる 持続可能な市民都市 かわさき」の実現に向けて、総合的かつ計画的な環境行政を推進するとともに、市民、事業者など多様な主体と協働しながら、地球温暖化対策や地域の環境保全を推進してまいりました。

その結果、温室効果ガス排出量の削減、ごみ排出量の減少、緑の保全・創出・育成、大気環境の改善など、現行計画に基づく取組は、全体的に概ね順調に進捗してまいりました。

一方、計画策定以降、分野ごとの個別計画が充実してきており、環境施策の推進にあたっては、個別計画との関係に留意する必要があります。また、環境・経済・社会の複合的な課題や、地球規模の環境の危機状況等を踏まえ、国は「第5次環境基本計画」を平成30（2018）年4月に策定するなど、環境行政を取り巻く社会状況は大きく変化してきております。

計画が平成32（2020）年度に目標年度を迎える中、このような状況に的確に対応し、持続可能なまちづくりに向けた取組を一層推進するため、計画の全面改定を行いたいと考えております。

つきましては、新たな計画の改定の基本的な考え方について、貴審議会の専門的かつ広い見地に立った御意見を伺うものです。

（環境局総務部環境調整課担当）

電話 044-200-2374